

岐阜県公報

目次

規 則
岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(地球環境課)

ページ

規 則

号外(一) 平成十九年四月十六日

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第十一条中「第七条第十項若しくは第十一项」を「第七条第十一项若しくは第十二項」に改める。

第十二条中「第七条第十二項若しくは第十三項」を「第七条第十三項若しくは第十四項」に、「第七条第九項」を「第七条第十項」に改める。

別記第一号様式表面中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に

銃所持

器を使用する場合は、銃砲許可の番号及び許可年月日

を

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成十九年四月十六日

<p>9 狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日</p>	<p>10 銃器を使用する場合は、銃砲所持許可の番号及び許可年月日</p>
<p>10 銃器を使用する場合は、銃砲所持許可の番号及び許可年月日</p>	<p>10 銃器を使用する場合は、銃砲所持許可の番号及び許可年月日</p>
<p>9 9の欄には、申請者(法人にあっては捕獲等に従事する者)が狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。</p> <p>器具類 叩撃銃 叩撃銃 「銃猟禁止区域」や「特定猟具使用禁止区域」</p>	<p>9 9の欄には、申請者(法人にあっては捕獲等に従事する者)が狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。</p> <p>器具類 叩撃銃 叩撃銃 「銃猟禁止区域」や「特定猟具使用禁止区域」</p>
<p>銃器を使用する場合は、銃砲所持許可の番号及び許可年月日</p>	<p>7 現在同一世帯で飼養している鳥獣の種類及び数量</p>
<p>9 狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日</p>	<p>8 現在同一世帯で飼養している鳥獣の種類及び数量</p>

「特定猟具使用禁止区域」

「7の欄」や「8の欄」に「特定猟具使用禁止区域」を記載する場合は、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。

6 7の欄には、申請者が狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。

岐阜県十川町 網・わな 1 網 2 わな

岐阜県十川町 網 1 網 わな 2 わな

岐阜県十川町 網・わな 1 網 2 わな

岐阜県十川町 網 1 網 わな 2 わな

岐阜県十川町 網・わな 1 網 2 わな

「添付不要」

「3.6センチメートル」や「3.0センチメートル」に「添付不要」を記載する場合は、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。

岐阜県十川町 網・わな 1 網 2 わな

交付年月日 年月日 狩猟免許番号

都道府県名 知事 交付年月日 年月日 狩猟免許番号

岐阜県十川町 網・わな 1 網 2 わな

交付年月日 年月日 狩猟免許番号

都道府県名	知事	交付日	年月日	狩猟免許番号	
都道府県名	知事	交付日	年月日	狩猟免許番号	

同様法務部中「3.6センチメートル」を「3.0センチメートル」に改める。

同様法務部中「第7条第10項又は第11項」を「第7条第11項又は第12項」に改める。

同様法務部中「第7条第12項又は第13項」を「第7条第13項又は第14項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成十九年四月十六日印刷
平成十九年四月十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）